

スポーツリゾートとっとり PR 動画制作業務委託仕様書

本仕様書は、鳥取県（以下「甲」という。）が発注するスポーツリゾートとっとり PR 動画制作業務を受託する者（以下「乙」という。）の業務について、必要な事項を定める。

1 委託業務の名称

スポーツリゾートとっとり PR 動画制作業務

2 委託契約金額の上限額

金 1, 6 0 0 千円（消費税及び地方消費税の額を含む。）

3 業務期間

契約締結日から令和 4 年 1 2 月 3 1 日（土）まで

4 業務の目的

鳥取県内の優れたスポーツ施設や合宿地としての強みと、本県の特徴ある観光資源を「スポーツリゾートとっとり」として一体的かつ効果的にアピールできる動画を制作し、本県でのスポーツ大会、合宿の誘致活動に活用する。

5 業務内容

国内実業団及び大学競技部等に対し、本県のスポーツ大会開催地、合宿地としての強み・優位性（首都圏や関西圏からのアクセス、空港からスポーツ施設、スポーツ施設から宿泊エリアまでの近接性、個性豊かな観光資源など）やスポーツ施設の魅力を訴え、スポーツ好適地としての鳥取県を印象づけ、本県での大会・合宿実施へ関心を高める動画を制作する。

(1) 動画の内容

コンセプト及び盛り込むべき内容は下記のとおり。ただし、他の項目の提案も可とする。

- ・短い時間（2分以内）で訴求力があるものとする。情報を詰め込むのではなく、（公財）とっとりコンベンションビューロー等のホームページに既掲の本県スポーツ大会・合宿誘致関連情報へ、視聴者のアクセス誘導を主眼としたイメージ動画とする。
- ・人物のインタビューやメッセージなどを盛り込むなど、視聴者の注目を逸らさないための変化を付けること。
- ・観光、スポーツともに県所有の既存映像を適宜活用し、制作費用の圧縮に努めること。
- ・観光に関するシーンは、グルメなど合宿・大会等のオフ日に楽しむことができるようなものを取り上げること。
- ・本県が合宿地としての強みをアピールできる以下の対象施設で行われている競技や練習のシーンを盛り込むこと。

対象施設	対象競技
鳥取県立布勢総合運動公園陸上競技場	陸上競技、パラ陸上
鳥取県立布勢総合運動公園野球場	野球
鳥取県立布勢総合運動公園県民体育館	卓球等
鳥取県立倉吉体育文化会館	スポーツクライミング
倉吉市営関金ラグビー場	ラグビー
倉吉自転車競技場	自転車
境港公共マリーナ	セーリング
鳥取県立武道館	柔道等
八頭高校ホッケー場	ホッケー
バードスタジアム	サッカー

(2) 規格

- ・画角は 1 6 : 9、画質はハイビジョンとすること。
- ・総映像時間は、2分程度とする。

(3) 備考

- (ア) 予算の範囲内で空撮その他躍動感を演出する技法を取り入れ、訴求力あるものとする。
- (イ) 各対象施設のアピールポイントを映像で表現すること。
- (ウ) 他県から見た本県の特徴を活かした構成にすること。
- (エ) 現地取材を行う場合は甲と日程を調整の上、下見や打ち合わせを行うこと。本業務に使用する映像素材は、原則、乙が撮影・調達するものとする。ただし一部、甲から提供するものも使用して差し支えない。
- (オ) 甲と協議の上、出演者、協力者等に関する交渉を行い、必要に応じて乙が謝礼等の支払いを行うこと。
- (カ) 本業務で制作する媒体に係る著作権、肖像権などの権利関係の処理は、乙がこれを行い、必要に応じて乙が料金を支払うこと。今回制作する媒体の著作権等の知的財産権は甲に帰属するものとする。
- (キ) 聴覚障がい者に配慮した内容となるよう注意すること。
- (ク) 上記の各行程において甲のチェックを受けること。

6 再委託の禁止

- (1) 乙は、甲の承認を受けずに、再委託をしてはならない。
- (2) 甲は、次のいずれかに該当する場合は、(1)の再委託の承認をしないものとする。ただし、特段の理由がある場合にはこの限りでない。
 - ア 再委託の契約金額が委託料の額の50パーセントを超える場合
 - イ 再委託する業務に本件業務の中核となる部分が含まれている場合
 - ウ 乙は、(1)の承認を受けて第三者に再委託を行う場合、再委託先に本件業務に係る契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、甲に対して責任を負わせなければならない。

7 納品日

令和4年9月30日(金)

8 成果品の内容

- 完成した動画作品の動画データを記録したDVD 10枚
- ※MPEG-4形式2枚、DVD形式6枚、Blu-ray形式2枚を納品すること。
 - ※ホームページに掲載可能な形式とすること。
 - ※成果品データは納品後、内容を変更できるようにすること。(変更費用は別途)

9 成果品の納品場所

鳥取市東町一丁目220番地
鳥取県地域づくり推進部スポーツ振興局スポーツ課

10 協議

乙は必要に応じて甲と進捗状況、事務処理等を確認する協議を行い、甲からの求めがあった場合、協議に応じなければならない。

11 権利関係

- (1) 本業務による出版権及び著作権(著作権法(昭和45年法律第48号)第27条及び第28条に規定する権利を含む。)は、全て甲に帰属するものとし、乙は甲の許可なく他に複製・公表・貸与・使用してはならない。
- (2) 所有権及び著作権、肖像権について
 - ア 制作物が他者の所有権や著作権を侵すものでないこと。
 - イ 委託業務に関する所有権及び著作権は、原則としてすべて甲に帰属することとし、企画、出演者、音楽等の権利関係を調整すること。ただし、乙が従来から権利を有していた乙固有の知識、技術に関する権利等(以下「権利留保物」という。)については、乙に留保するものとし、この場合、甲は権利留保物を非独占的に使用できることとする。
 - ウ 使用する写真等の被写体が人物の場合、肖像権の侵害が生じないようにすること。

12 その他

(1) 守秘事項等

ア 本業務における成果物（中間成果物を含む。）については、当該業務においてのみ使用することとし、これらを蓄積したり、他の目的に使用したりしてはならない。

イ 本業務の履行に当たって、知り得た秘密を漏らしてはならない。

(2) 個人情報の保護

乙は、受託業務を遂行するための個人情報の取扱いについては、別記「個人情報取扱業務委託契約特記事項」を遵守しなければならない。

乙者は、6（1）の承認により受託業務を第三者に再委託する場合は、当該受託者に対して、特記事項を遵守させなければならない。

(3) 特許権等の使用

乙は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権、著作権その他の法令に基づき保護される第三者の権利（以下「特許権等」という。）の対象となっている材料、履行方法等を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。ただし、甲がその材料、履行方法等を指定した場合において、仕様書に特許権等の対象である旨の明示がなく、かつ、乙がその存在を知らなかったときは、甲は、乙がその使用に関して要した費用を負担するものとする。

(4) 損害賠償

乙は、その責めに帰する理由により、本業務の実施に関し甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

別記

個人情報取扱業務委託契約特記事項

(個人情報の取扱い)

第1 受注者は、この調達に係る業務を処理するための個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう努めなければならない。

(秘密の保持)

第2 受注者は、この調達に係る業務を処理するために知り得た個人情報の内容を、他に漏らしてはならない。

2 受注者は、この調達に係る業務を処理するための個人情報の取扱いを伴う業務に従事している者又は従事していた者が、当該調達に係る業務を処理するために知り得た個人情報の内容を、他に漏らさないようにしなければならない。

3 前2項の規定は、この契約が終了し又は解除された後においても、また同様とする。

(目的外収集・利用の禁止)

第3 受注者は、この調達に係る業務を処理するため、個人情報を収集し又は利用するときは、受託業務の目的の範囲内で行うものとする。

(第三者への提供制限)

第4 受注者は、この調達に係る業務を処理するため発注者から提供された個人情報が記録された資料等を、発注者の承諾なしに第三者に提供してはならない。

(複製、複写の禁止)

第5 受注者は、この調達に係る業務を処理するため発注者から提供された個人情報が記録された資料等を、発注者の承諾なしに複写又は複製してはならない。

(個人情報の適正管理)

第6 受注者は、この調達に係る業務を処理するため発注者から提供された個人情報が記録された資料等をき損及び滅失することのないよう、当該個人情報の適正な管理に努めなければならない。

(提供資料等の返還等)

第7 受注者は、この調達に係る業務を処理するため発注者から提供された個人情報が記録された資料等を、業務完了後速やかに発注者に返還するものとする。ただし、発注者が別に指示したときは、当該方法によるものとする。

(事故報告義務)

第8 受注者は、この調達に係る業務を処理するため発注者から提供された個人情報が記録された資料等の内容を、漏えい、き損及び滅失した場合は、発注者に速やかに報告し、その指示に従わなければならない。

(契約解除及び損害賠償)

第9 発注者は、受注者が個人情報取扱業務委託契約特記事項の内容に反していると認めたときは、契約の解除又は損害賠償の請求をすることができるものとする。